

今年の桜は東京から開花スタート予想！ソメイヨシノの開花は3月19日(金)東京を皮切りに全国的に平年より早いようです。皆さま、お元気でご活躍のことと思います。2008年から日本代表FWで活躍した岡崎慎司選手。高い得点力が最大の武器で、泥臭いプレーが真骨頂のストライカー。2011年～2015年6月までブンデスリーガ(ドイツのプロサッカーリーグ)で活躍。2015年6月からプレミアリーグ(イングランド1部)のレスターに加入し、リーグ戦36試合5得点。前線から持ち前の豊富な運動量によるチェイシング(相手を追いかける)でチームに貢献し、クラブ創設132年目での初優勝の『影の立役者』と高く評価されました。2019年から戦いの場をラ・リーガ(スペイン1部)のSDウエスカに移しています。現在最下位ではあるが、【とにかくチームのために頑張る。勝ちに行くサッカーに切り替えて、まずはチームを残留に導きたい。】岡崎選手の今後がとても楽しみです。 中村

建設工事受注動態統計調査 (大手50社調査) 結果

令和2年計

民間工事は、サービス業、製造業、運輸業、郵便業等が減少したため、対前年比14.7%減少し、前年の増加から再び減少しました。総計は、前年比8.5%減少し、前年の増加から再び減少しました。

1. 受注総額

●令和2年1月～12月の建設工事受注総額は、14兆3,169億円で前年比(以下同じ)8.5%減少した。(前年の増加から再び減少)

●うち国内建設工事受注総額は、13兆8,130億円で同7.4%減少した。(前年の増加から再び減少)

2. 国内建設工事発注者別受注高

(1)民間工事は、9兆7,458億円で同14.7%減少した。(前年の増加から再び減少)

●製造業は、1兆9,848億円で同17.5%減少した。(2年連続の減少)非製造業は、7兆7,610億円で同14.0%減少した。(前年の増加から再び減少)

●発注者別では、サービス業、製造業、運輸業、郵便業等が減少し、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、金融業、保険業等が増加した。

(2)公共工事は、3兆5,448億円で同18.3%増加した。(4年ぶりの増加)

●国の機関は、2兆3,373億円で同16.6%増加した。(4年ぶりの増加)地方の機関は、1兆2,075億円で同21.8%増加した。(2年連続の増加)

●発注者別では、国の機関は独立行政法人が減少し、国、政府関連企業が増加した。地方の機関は、都道府県が減少し市区町村、地方公営企業、地方その他が増加した。

3. 工事種類別受注高

(1)建築は、9兆1,726億円で同15.9%減少した。(前年の増加から再び減少)

●種類別では、住宅、工場・発電所、事務所・庁舎等が減少し、倉庫・流通施設、娯楽施設が増加した。

(2)土木は、5兆1,443億円で同8.6%増加した。(2年連続の増加)

●種類別では、鉄道、治山・治水が減少し、土木その他、道路、電線路等が増加した。

4. 国内・海外別 工事種類別受注高

●国内(前年の増加から再び減少)は13兆8,130億円で同7.4%減少し、そのうち建築は8兆9,280億円で同15.8%減少し、土木は4兆8,851億円で同13.4%増加した。

●海外(4年ぶりの減少)は5,039億円で同31.2%減少し、そのうち建築は2,446億円で同18.8%減少し、土木は2,593億円で同39.9%減少した。

問合せ先

(中村竜二)

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室TEL:(03)5253-8111(内線28-611、28-613)

知っちよい得

配偶者居住権の譲渡が可能か否かについては、同権利が配偶者の居住の継続を目的とするものであるため配偶者が承諾しても第三者に譲渡することはできません。同権利の対抗要件は登記となります。賃借権と異なり法律により登記請求権が認められています。登記は建物だけになされ、その対抗力も建物についてのみ生じます。配偶者は、配偶者居住権の対象である建物全部を従前の用法に従って使用及び収益することを要します。建物全部を居住のために使用していない場合でも配偶者居住権は建物全部について成立しますので、建物の一部分だけ登記をするということもできません(続く)。

弁護士 渋谷和洋

建設業Q&A

Q. 建設業許可の更新?有効期間は?

A. 建設業の許可は5年ごとに更新しなければなりません。有効期間は「許可を取得してから5年後の許可日の前日」をもって満了するので、その前までに更新手続きが必要です。毎年きちんと決算内容を届けていること。また、役員が変わったり、営業所の住所が変わったりした場合もその都度、変更届を提出していることが大切です。(河野)

雛祭り



江戸時代までは、旧暦の3月3日(現在の4月頃)に行われていました。明治の改暦以後は新暦の3月3日に行なうことが一般的になりました。旧暦の3月3日は、桃の花が咲く時期であるため「桃の節句」と呼ばれることが多く、現代の雛祭りは新暦3月3日に室内で行うことが一般的ですが、かつて農村部などでは暖かく春らしくなった旧暦3月3日に子供が野遊びに出掛けて「草花びな」を作ったり、弁当や野外料理を食べたりする風習が一部にあり、現代でも伝承している地域があります。 ※「草花びな」とは、花の部分を頭に見立て、大きな葉の衣装を着せた素朴な雛人形です。(中村竜二)